

# 「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の活用事例とポイント



補助は **何** に使えるの？

働き方改革を推進するのにもっと **資金** が必要！

**問合せ** はどこに行けばいいの？

そんなあなたのために  
お答えします。



## 補助対象経費 のこれまでの活用事例

以下の活用事例は、医師の労働時間短縮を強力に進めていくために、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みとして、[これまでに活用された事例をご紹介したものとなります。](#)



### 人材確保に関する経費

- ・タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費
- ・複数主治医制の導入経費
  - ✓ 日直・当直明けの勤務医新規雇用
  - ✓ 勤務医の新規雇用
  - ✓ 夜勤勤務医の新規雇用
- ・医師事務作業補助者等（診療報酬の加算とならない範囲）の確保経費 等



### ICT機器、設備費等

- 時短に資するものであれば医療機器も可
- ・患者説明用のタブレット端末、AI問診システム等の初期購入費
- ・画像診断システム、画像ファイリングシステムの導入に係る費用
- ・WEB会議システムの構築費
- ・医師当直室及び休憩室の改修整備等



### 勤怠管理関係機器

- ・勤怠管理システム（タイムカード、ビーコンシステム等）の導入・連携等に係る経費
- ・勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費
- ・勤怠管理システムと電子カルテとの連携費等



### 委託費、その他

- ・職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料
- ・タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー（社会保険労務士）の業務委託費 等



資産につながる経費は事業者負担を求めます

## ■ 補助算定方法について

**病床数**\* × **133,000円** が補助基準（上限）額 \*病床機能報告における最大使用病床数  
(例：300床の病院の場合、約3,900万円が補助基準（上限）額)

## ■ 補助の対象となる医療機関について

年間の救急搬送件数が2,000件未満であって、時間外・休日労働時間が年960時間超え（派遣先は通算）又はその予定がある勤務医がいる医療機関のうち、一定の要件を満たす医療機関。（詳細は各都道府県の補助交付要綱をご確認ください。）  
留意点：診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

**■ 問合せ先** ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryou/quality/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/quality/))  
補助事業の活用をご検討・ご相談の際は都道府県にお問合せください。

